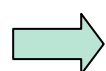


船員保険統合に伴う労災保険率の設定について

船員保険の職務上疾病・年金部門は、平成22年1月に労災保険に相当する部分が労災保険制度に統合される予定



労災保険に船員に係る業種を新設
(船員労働の特殊性を共有する一つの保険集団として、同じ種類の事業として取り扱う。)

料率の要素と算定の考え方 (過去の支給実績により算定)

① 業務災害分

短期給付：3年間で平均して収支が均衡するように算定 (純賦課方式)

長期給付(※)：将来分の給付費用を含め全額徴収するように算定 (充足賦課方式) ※新規年金給付分

② 過去債務分

統合時既裁定の年金給付の将来支給分の総額(移換金)と、労災保険へ統合時に移換される積立金の額との差(積立金差額)の償却に充てる分で、償却期間(35年)中、一律の率で賦課するように算定。

③ 非業務災害分

他の業種と同じ率

④ 社会復帰促進等事業費等

他の業種と同じ率

船員保険統合に伴う労災保険率の設定等について

1 事業の種類の名称

船員法第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者(船員保険法第3条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者)の事業

2 労災保険率(案) (単位:1/1000)

労災保険率	50
-------	----

(内訳)

業務災害分	24.5
過去債務分	23.4
非業務災害分	0.6
社会復帰促進等事業費等	1.1

3 所要額等

(1) 賃金総額 315,213 百万円

(2) 業務災害分
短期給付分 3,915 百万円
長期給付分 3,824 百万円

(3) 非業務災害分 189 百万円

(4) 社会復帰促進等事業費分 347 百万円

(5) 移換金等
移換金 237,112 百万円
統合時移換される積立金の額 98,259 百万円
積立金差額 138,853 百万円

(※) 移換金・・・統合時既裁定年金給付の将来支給分の総額

平成21年度末時点の船員保険
制度が保有している積立金

積立金の取扱いについて(粗い試算)

※ 平成19年度までは決算、20年度は予算、
21年度は概算要求。

職務上年金部門 約752億円

①

失業部門 約270億円

②

⑤

⑥

職務上疾病部門 約39億円
職務外疾病部門 約195億円

③

④

⑦

⑧

※ 保険料率の比率に基づいて按分

福祉・業務取扱部門 約53億円

⑩

職務上年金部門の移換金
2,371億円

失業部門の移換金

【統合後】
職務外疾病部門に係る被保険者の保険料率の引下げに充てる

公法人化に係る移行経費
(1) 保険給付に係る準備金
(2) 公法人への移行経費

約983億円(統合時移換できる金額:積立不足あり)※

- ① 職務上年金部門の積立金(約752億円)
- ② 失業部門の積立金のうち、雇用保険への移換金の残額の船舶所有者拠出に対応する部分(約124億円)
- ③ 職務上疾病部門の積立金のうち、船員独自給付の準備金とした残額(約29億円)
- ④ 職務外疾病部門の積立金のうち、保険給付に係る準備金とした残額の船舶所有者拠出に対応する部分(約78億円)

※ 船員保険と労災保険の財政方式の違いにより、統合時に積立不足が見込まれるが、この積立不足については、長期間で償却する。

約22億円

- ⑤ 失業部門の積立金のうち、船員保険失業部門の給付費の約1年分相当額(約22億円)

※ 雇用保険においては、年間の失業給付費の1年分の積立金を保持すべきものとされている。

約202億円

- ⑥ 失業部門の積立金のうち、雇用保険への移換金の残額の被保険者拠出に対応する部分(約124億円)
- ⑦ 職務外疾病部門の保険給付に係る準備金とした残額のうち、被保険者拠出に対応する部分(約78億円)

(1) 約50億円

- ⑧ 職務外疾病部門の積立金のうち、船員保険疾病部門の給付費の約2ヶ月分相当額(約40億円)
- ⑨ 職務上疾病部門の積立金のうち、独自給付に係る準備金相当額(約10億円)

※ 全国健康保険協会においては、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため準備金(概ね1ヶ月分を想定)を保有することとされている。

(2) 約53億円

- ⑩ 福祉・業務取扱部門の積立金(約53億円)

統合時に必要な積立金(船員分)

○ 年金受給者数(平成21年度末推計値)

(人)

傷病補償年金	障害補償年金		遺族補償年金
	1-3級	4-7級	
4	231	1,363	8,006

※ 既裁定年金受給者については、平成19年度実績値から残存表を使用し推計し、平成20,21年度に新規に発生する年金受給者は、新規年金受給者平成17~19年度平均値から、同期間の被保険者数の増減率の平均値と連動させて推計した。

○ 年金単価(平成21年度末推計値)

(円)

傷病補償年金	障害補償年金		遺族補償年金
	1-3級	4-7級	
5,716,708	2,358,995	1,465,894	1,812,997

※平成17~19年度平均値から、賃金上昇率を平成20年度0.5%、平成21年度を1.0%として推計

○ 必要な積立金

237,112,253,450 円

(注)必要な積立金の推計にあたり、

- ・賃金上昇率は、1.0%とした。
- ・運用利回りは、2.0%とした。
- ・残存表は労災保険のものを使用している。

○ 統合時移換される積立金の額

98,258,919,000 円

○ 統合時の年金受給者に必要な積立金とその算定方法

必要な移換金は、平成 21 年度末の年金受給者について、将来各年度に必要な給付費用の合計額

$$\text{各年度に必要な給付費用} = \text{年金受給者数} \times \text{平均給付額}$$

(注) 平均給付額は積立金の利子収入を給付に充てること及び賃金上昇率を考慮して算定。

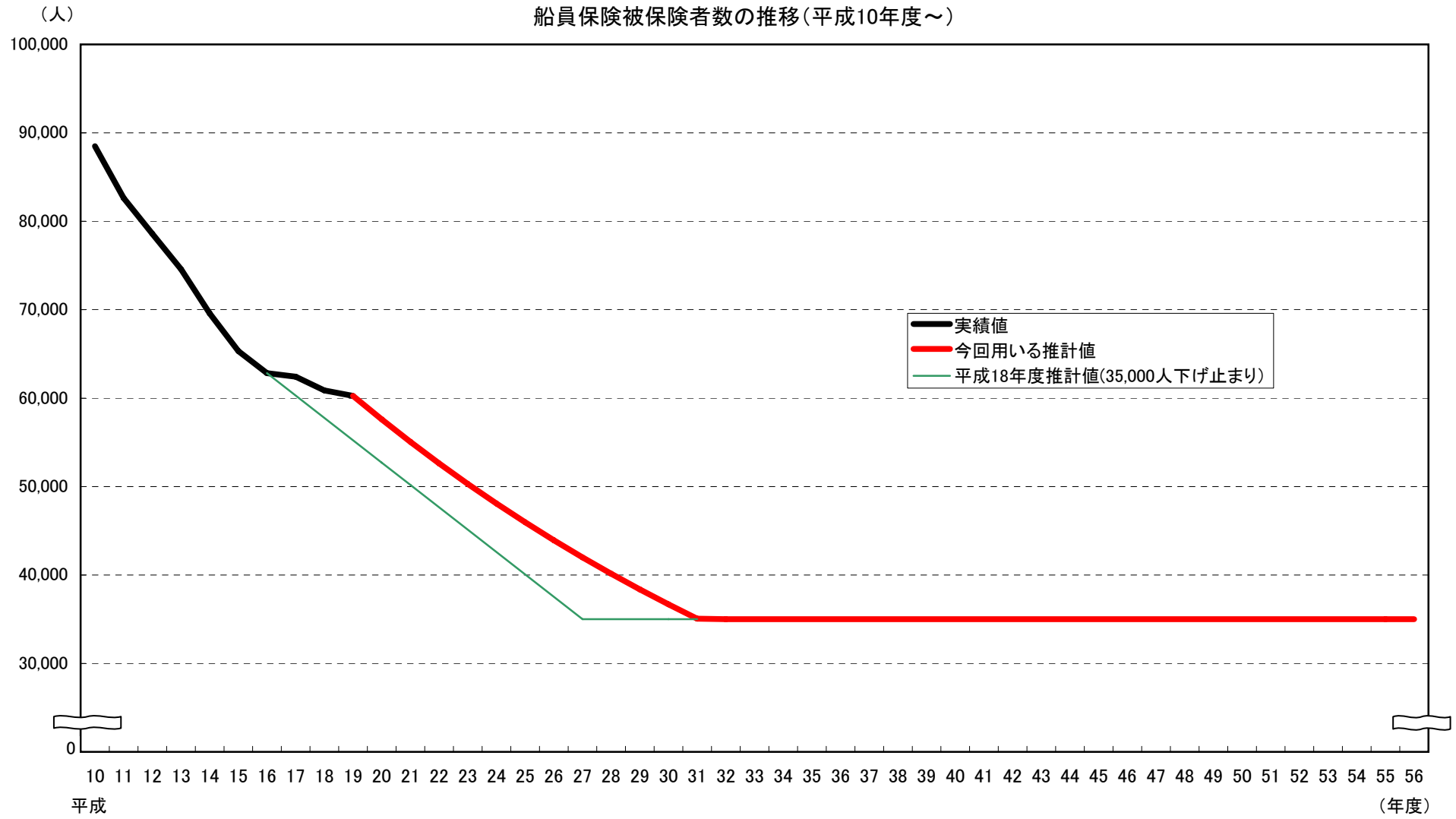
・ 統合時に必要な移換金

年金の種類	必要な積立金額
	百万円
障害(補償)年金 1-3 級	8,073
障害(補償)年金 4-7 級	28,701
遺族(補償)年金	200,108
傷病(補償)年金	230
計	237,112

・ 必要な移換金の算定例 (障害 1-3 級)

年度	年金受給者数 A	平均給付額 B	給付費用 A × B
	人	円	百万円
平成 21 年度	231	2,358,995	—
平成 22 年度	225	2,386,667	537
平成 23 年度	215	2,362,791	508
平成 24 年度	206	2,334,951	481
⋮	⋮	⋮	⋮
平成 60 年度	17	1,647,059	28
⋮	⋮	⋮	⋮
		必要な積立金	8,073

船員保険被保険者数の推移(平成10年度～)



船員保険年金受給者の推計値対比表

(人)

年度	年金受給者数			新規年金受給者数		
	前回 (平成18年)	今回	差	前回 (平成18年)	今回	差
	①	②	②－①	③	④	④－③
平成16年度	10,933	10,933	0	73	73	0
平成17年度	10,533	10,740	207	71	85	14
平成18年度	10,137	10,575	438	66	82	16
平成19年度	9,743	10,375	632	62	75	13
平成20年度	9,352	9,988	636	60	76	16
平成21年度	8,969	9,604	635	56	73	17

は推計値

船員保険に係る職務上疾病・年金給付額等データ

年 度	被 保 険 者 数 (年度平均)	賃 金 総 額	短期給付額 (特別支給金含む)	長 期 給 付		
				給付額 (特別年金含む)	年金受給者数 (年度末)	新規年金受給者数
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(人)	(人)
平成17年度	62,428	319,548,660	4,286,940	18,798,155	10,740	85
平成18年度	60,880	310,918,438	4,074,159	18,607,713	10,575	82
平成19年度	60,253	315,172,370	3,915,478	18,565,631	10,375	75

報告書

(船員保険制度の見直しについて)

(抜粋)

船員保険事業運営懇談会

平成18年12月21日

Ⅶ 施行時期及び経過措置等

2 経過措置

(1) 職務上年金部門及び失業部門の移換金

(職務上年金部門の移換金)

- 職務上年金部門の統合に伴い、船員保険と労災保険の財政方式の違い*により、統合前に支給事由の生じた受給者に係る将来の年金給付に要する資金(移換金)が約2,100億円必要となり、当該部門に係る積立金約700億円を除いた差額約1,400億円が残っている。(平成21年度末時点の見込み。なお、移換金の額は、施行に向けた準備を行う時点の推計に基づき、見直しを行う必要がある。)

※船員保険の財政方式：ある程度の積立金を保有し、積立金が枯渇しない保険料率を設定し、保険料と積立金の利子収入等で受給者の給付を賄う賦課方式的要素と積立方式的要素を併せ持った財政方式

労災保険の財政方式：事故発生時点の事業主集団が年金給付に必要な費用を全額負担すべきとの考え方から、事故発生時点の事業主集団から将来給付分も含め当該年度において徴収し、次年度以降に支給する分を積立金として保有する方式(充足賦課方式)

- 平成17年12月にとりまとめられた検討会報告書において、積立金差額の償却に当たっては次のような点を考慮することが必要とされている。

- ・ 異なる制度(財政方式)の統合により発生する積立金差額の負担の在り方についてどのように考えるか。
- ・ 積立金差額を縮小させる観点から、船員保険が保有している他部門の積立金及びその他の資産の取扱いをどのように考えるか。
- ・ 船舶所有者の負担を急激に過大なものとしないうために、償却期間及び償却料率をどのように設定するか。

<負担の在り方>

- この移換金として求められる負担は、労災保険と統合しなかった場合であっても、いずれは既に受給権の発生した受給者に係る将来の年金給付に要する資金として船舶所有者が負うものである。このため、統合に伴って発生する移換金についても、船舶所有者が負担することとする。また、積立金差額については、労災保険料率の上乗せにより償却していくこととすることが適当である。

<積立金及び資産>

- 船員保険制度が保有している職務上年金部門以外の積立金（職務外疾病部門及び職務上疾病部門約170億円、失業部門約230億円、福祉・業務取扱部門約70億円。平成21年度末時点の見込み。）*については、一部を今後の新船員保険の運営及び公法人化に係る費用等に充てることが必要である。

その上で、積立金差額を圧縮し、償却のための船舶所有者の保険料率を軽減するため、職務上年金部門以外の積立金の船舶所有者の拠出に対応する部分については、積立金差額の圧縮に充てることとすることが求められる。これにより、積立金差額を約1,300億円に縮減することとなる。

また、被保険者の拠出に対応する部分については、被保険者への還元を行う必要があることから、統合前は失業部門に係る被保険者の保険料率の引下げに充てるとともに、統合後は職務外疾病部門に係る被保険者の保険料率の引下げに充てるべきである。

※ 数値は、第6回「船員保険制度の在り方に関する検討会」（平成17年8月26日）の資料による（被保険者数は、平成27年度に3万人で下げ止まるものと仮定して計算。）。

- なお、積立金及び保険料率は、施行に向けた準備を行う時点で改めて推計を行い、見直しを行う必要がある。

<償却期間及び償却率>

- 積立金差額の償却に当たっては、船舶所有者の保険料負担を軽減する観点から、上記のように他部門の積立金の取扱い等により積立金差額の圧縮を図った上で、労災保険における財政方式の切替えの際の例[※]にならい償却期間を長期間に設定する等により、統合の際には船舶所有者の全体の保険料率が現在よりも増加しないよう措置を講じることが適当である。

※ 労災保険における平成元年度の充足賦課方式への変更に伴う積立金差額の償却期間は当初30年とされていたが、その後35年に見直されている。

- また、福祉施設については、累次の閣議決定等を踏まえ、必要性について精査を行い、整理合理化を図ることとなる。
- 本懇談会においては、被保険者数が平成27年度まで減少し続け平成27年度に3万人、3.5万人、4万人となる場合で償却期間を長期間置いたケースについて、参考として平準保険料率がどの程度になるかを試算した（※）が、移換金の額及び積立金の額と同様、施行に向けた準備を行う時点で具体的に推計を行い、償却のための保険料率を決定する必要がある。

※ 試算結果については、以下の表のとおり。

償却期間	被保険者			
	積立金差額	3万人 (ケース1)	3.5万人 (ケース2)	4万人 (ケース3)
30年	1,300億円	32.1%	27.8%	24.5%
35年	1,300億円	28.4%	24.5%	21.6%

(注) ケース1：被保険者数は平成27年度まで減少し続け、平成27年度に3万人で下げ止まるもの。

ケース2：被保険者数は平成27年度まで減少し続け、平成27年度に3.5万人で下げ止まるもの。

ケース3：被保険者数は平成27年度まで減少し続け、平成27年度に4万人で下げ止まるもの。

積立金差額(1,300億円)は、職務上年金部門以外の部門の積立金からの充当を仮定した場合の一例。

- なお、積立金差額は船舶所有者において償却されるべきものであることから、労災保険への統合後も、労災保険における保険料率の見直し時に償却料率についての見直しを行い、被保険者数の推移等を考慮し、その時点での積立金差額を見て必要な場合には保険料率の改定を行うこととなる。

(失業部門の移換金)

- 雇用保険への統合後に船員に対する給付を行うに当たっては、統合前に受給資格決定した者に対する給付を引き継ぐこと、過去の被保険者期間を通算した形で給付を行うこと等を考慮する必要がある。
- こうした点を踏まえると、少なくとも統合する年度に係る船員に対する給付費については、従来の雇用保険の加入者が責任を負うべき部分は少ないため、例えば、少なくとも失業部門の給付費の1年分程度の水準は、移換金として労働保険特別会計に承継することが必要である。
- なお、具体的な移換の額については、施行に向けた準備を行う時点で確定することが必要である。